

# JIS

## 構造物用さび止めペイント

JIS K 5551 : 2018

(JPMA/JSA)

平成 30 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	千葉 光 一	関西学院大学
(委員)	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	小川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	倉品 秀 夫	公益社団法人自動車技術会
	小森 亨 一	一般社団法人日本分析機器工業会
	斉藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	中島 眞 理	一般社団法人日本ゴム工業会
	中村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	野々瀬 菜穂子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	保倉 明 子	東京電機大学
	松永 直 樹	拓殖大学
	三浦 安 史	石油連盟
	森川 淳 子	東京工業大学
	山崎 初 美	主婦連合会
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 3.8.1 改正：平成 30.9.20

官 報 公 示：平成 30.9.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本塗料工業会

(〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-12-8 東京塗料会館 TEL 03-3443-2011)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 千葉 光一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	2
5 品質	3
6 見本品	3
7 試験方法	4
7.1 サンプルング	4
7.2 試験用試料の検分及び調製	4
7.3 試験の一般条件	4
7.4 容器の中の状態	4
7.5 低温安定性	4
7.6 半硬化乾燥性	5
7.7 塗装作業性	5
7.8 塗膜の外観	5
7.9 ポットライフ	5
7.10 たるみ性	6
7.11 上塗り適合性	7
7.12 耐おもり落下性	8
7.13 付着性	8
7.14 耐アルカリ性	8
7.15 耐揮発油性	9
7.16 耐熱性	9
7.17 サイクル腐食性	9
7.18 塗膜中の鉛の定量	10
7.19 塗膜中のクロムの定量	10
7.20 屋外暴露耐候性	10
8 検査	10
9 表示	11
附属書 A (規定) 塗膜中の鉛の定量	12
附属書 B (規定) 塗膜中のクロムの定量	14
附属書 C (規定) フィルムアプリケーション塗装	17
附属書 D (規定) 屋外暴露耐候性	18
附属書 E (参考) 構造物用さび止めペイントの試験に必要な試験板及び試験日数	20
解 説	22

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本塗料工業会（JPMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から団体規格（JPMS 30:2016）を基に作成した工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、JIS K 5551:2008 は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 31 年 9 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、JIS K 5551:2008 を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 構造物用さび止めペイント

## Heavy-duty anticorrosive paints for metal structures

### 序文

この規格は、1991年に制定され、その後2002年及び2008年の改正を経て今日に至っている。今回、あらたに水性さび止めペイントに対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

### 1 適用範囲

この規格は、橋りょう（梁）、タンク、プラントなどの鋼構造物、及び鉄、鋼、ステンレス鋼、アルミニウム、アルミニウム合金の建築などの金属部分の塗装に用いる構造物用さび止めペイント（塗料）について規定する。ただし、この規格の塗料は、発がん性のおそれのあるタール成分を含まないものとする。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS G 3101** 一般構造物用圧延鋼材

**JIS G 3141** 冷間圧延鋼板及び鋼帯

**JIS K 0557** 用水・排水の試験に用いる水

**JIS K 5500** 塗料用語

**JIS K 5600-1-1** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第1節：試験一般（条件及び方法）

**JIS K 5600-1-2** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第2節：サンプリング

**JIS K 5600-1-3** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第3節：試験用試料の検分及び調製

**JIS K 5600-1-4** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第4節：試験用標準試験板

**JIS K 5600-1-6** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第6節：養生並びに試験の温度及び湿度

**JIS K 5600-1-7** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第7節：膜厚

**JIS K 5600-1-8** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第8節：見本品

**JIS K 5600-2-2** 塗料一般試験方法—第2部：塗料の性状・安定性—第2節：粘度

**JIS K 5600-2-6** 塗料一般試験方法—第2部：塗料の性状・安定性—第6節：ポットライフ

**JIS K 5600-2-7** 塗料一般試験方法—第2部：塗料の性状・安定性—第7節：貯蔵安定性

**JIS K 5600-4-3** 塗料一般試験方法—第4部：塗膜の視覚特性—第3節：色の目視比較

**JIS K 5600-5-3** 塗料一般試験方法—第5部：塗膜の機械的性質—第3節：耐おもり落下性

**JIS K 5600-5-6** 塗料一般試験方法—第5部：塗膜の機械的性質—第6節：付着性（クロスカット法）

**JIS K 5600-6-1** 塗料一般試験方法—第6部：塗膜の化学的性質—第1節：耐液体性（一般的方法）